



建築 CPD 情報提供制度

センターの CPD

プロバイダー用ガイドライン (建築 CPD 運営会議プログラム審査会用)

公益財団法人建築技術教育普及センター

<https://www.jaeic.or.jp/>



MAIL : k-cpd@jaeic.or.jp

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル

(2026 年 06 月 01 日版)

建築 CPD 情報提供制度について簡単に解説！



建築 CPD 情報提供制度とは？

簡単にいうと個人が講習などを受講することによって継続して学習し、能力向上を図っている時間を単位として「見える化」したものです。

● メリット

建築 CPD 情報提供制度にプロバイダー登録を行うことで、

- ✓ 受講者へ建築 CPD 情報提供制度に認定された講習会であることを示すことができます。
- ✓ 認定を受けることによって、講習会の信頼性を高めることができます。

対象者は？

この制度は、以下の資格者が対象です。

- 建築士（一級・二級・木造）
- 建築設備士
- 建築／電気工事／管工事の施工管理技士・技士補

プロバイダー登録からプログラム実施までの流れ

STEP1：制度を理解する

CPD とは何か？まずは制度のしくみを確認！

STEP2：プロバイダー登録を行う

プロバイダー登録は無料！建築 CPD 情報提供制度認定プログラムとするためには、まずは登録を行おう！

STEP3：プログラム申請を行う

登録を行ったら、実際に CPD 情報システム（[こちら](#)）からプログラムを申請してみよう！

STEP4：プログラムを実施し、出席者名簿を提出する

プログラムを実施したら、受講者に CPD 実績（単位）をつけるため、出席者名簿を提出してみよう！

✓ よくあるご質問

<https://jaeic-faq.freshdesk.com/support/solutions/157000214209>

目次

1. 建築 CPD 情報提供制度の概要.....	3
1.1 建築 CPD 情報提供制度とは.....	3
1.2 建築 CPD 情報提供制度の目的.....	3
1.3 用語.....	4
1.4 対象者.....	4
1.5 建築 CPD 情報提供制度の運営体制.....	5
1.6 建築 CPD 情報提供制度の仕組み.....	6
1.7 プロバイダーの責務.....	7
1.8 抹消と停止.....	7
1.9 個人情報保護.....	7
2. プロバイダー登録.....	8
2.1 プロバイダーの種類.....	8
2.2 プロバイダー登録料.....	8
2.3 登録方法.....	9
2.4 プロバイダー登録申請～本登録完了までの流れ.....	9
3. プログラムの認定申請.....	10
3.1 審査対象とする（申請可能な）プログラム.....	10
3.2 プログラムの申請.....	11
3.3 申請における基本的な事項.....	12
3.4 プログラムの審査.....	12
3.5 プログラム審査結果のお知らせ.....	12
3.6 プログラム変更の届出.....	13
3.7 プログラムの審査に係る手数料.....	13
3.8 建築士法に規定された定期講習のプログラム登録.....	14
4. プログラムの実施・出席者名簿の作成と提出.....	15
4.1 プログラムの実施に必要なもの（例：集合講習会）.....	15
4.2 出席者名簿の提出.....	15
4.3 出席者名簿の提出期限.....	16
4.4 出席者名簿登録手数料（オプションサービス）.....	16
5. 様式.....	17
6. 参考 建築 CPD 運営会議規定.....	26

1. 建築 CPD 情報提供制度の概要

このプロバイダー用ガイドライン（建築 CPD 運営会議プログラム審査会用）は、（公財）建築技術教育普及センターが運営する「建築 CPD 情報提供制度」について、制度のしくみや CPD 認定プログラムを実施するプロバイダーの登録手続きの方法などについて定めたものです。あわせて、問合せの多い内容に関する注意点などを記載しています。

1.1 建築 CPD 情報提供制度とは

建築 CPD 情報提供制度とは、建築士等の研修としてふさわしい講習会等をあらかじめ認定し、その情報を公開するとともに、建築 CPD 情報提供制度の参加登録者が認定された講習会等に出席した記録を管理し、必要に応じて、その実績を証明する制度です。

CPD は「Continuing Professional Development」の略語です。

1.2 建築 CPD 情報提供制度の目的

✓ 建築 CPD 運営会議構成団体（「1.5 建築 CPD 情報提供制度の運営体制」参照）が運用する CPD 制度を連携させ、各団体の認定プログラムを相互で認定し、建築 CPD 情報提供制度のプログラムに参加するための情報を幅広く提供することにより、建築士等の知識・技能の維持向上に資することを目的としています。

建築 CPD 運営会議構成団体が管理する建築士等の建築 CPD 受講実績を建築 CPD 運営会議データベースで統合的に管理・証明し、以下の用途に活用できるようにすることを目的としています。

- ✓ (1) 公共工事の設計者選定、設計プロポーザル審査、建築士事務所登録、公共工事入札参加資格審査、経営事項審査等への活用。
- (2) 建築士等が自己の受講実績を提示することにより、一般消費者が行う適正な建築士等の選定等への活用。

1.3 用語

(1) CPD 参加者

建築 CPD 情報提供制度に参加登録を行い、認定プログラムを受講し、CPD 実績を蓄積しようとする技術者をいいます。

(2) 認定プログラム

研修プログラムのうち、建築 CPD 情報提供制度のプログラム審査機関が建築士等の能力開発にふさわしい研修として認定した講習会等をいいます。

(3) プロバイダー

認定プログラムの実施者をいいます。

(4) CPD 実績、認定時間（単位）

CPD 実績は認定プログラムを受講した個人の記録のことをいい、認定時間（単位）は CPD 実績を定量的に表したものです。概ね講習会 1 時間が 1 認定時間（単位）に相当します。

1.4 対象者

建築 CPD 情報提供制度へ参加登録することができる者は、以下の資格保有者（以下「建築士等」という。）としています。

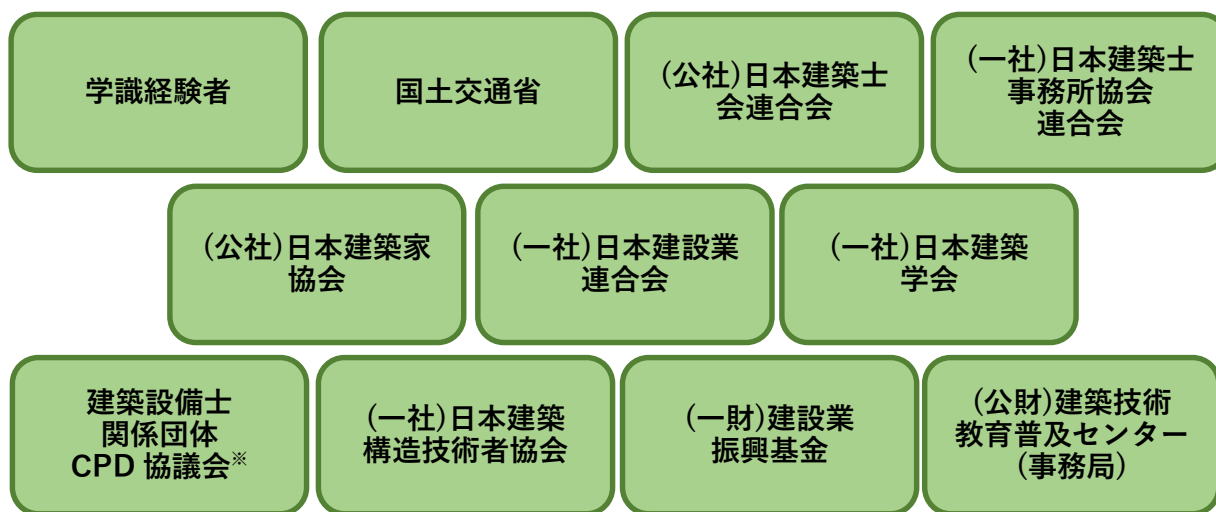


1.5

建築 CPD 情報提供制度の運営体制

建築 CPD 情報提供制度の運営は、建築関係団体等で構成された建築 CPD 運営会議（事務局：（公財）建築技術教育普及センター）が行います。

建築 CPD 運営会議構成団体



※建築設備士関係団体 CPD 協議会参加団体

（公社）空気調和・衛生工学会、（一社）建築設備技術者協会、（一社）電気設備学会、（一社）日本設備設計事務所協会連合会、（公財）建築技術教育普及センター

✓ 建築 CPD 運営会議が行うこと

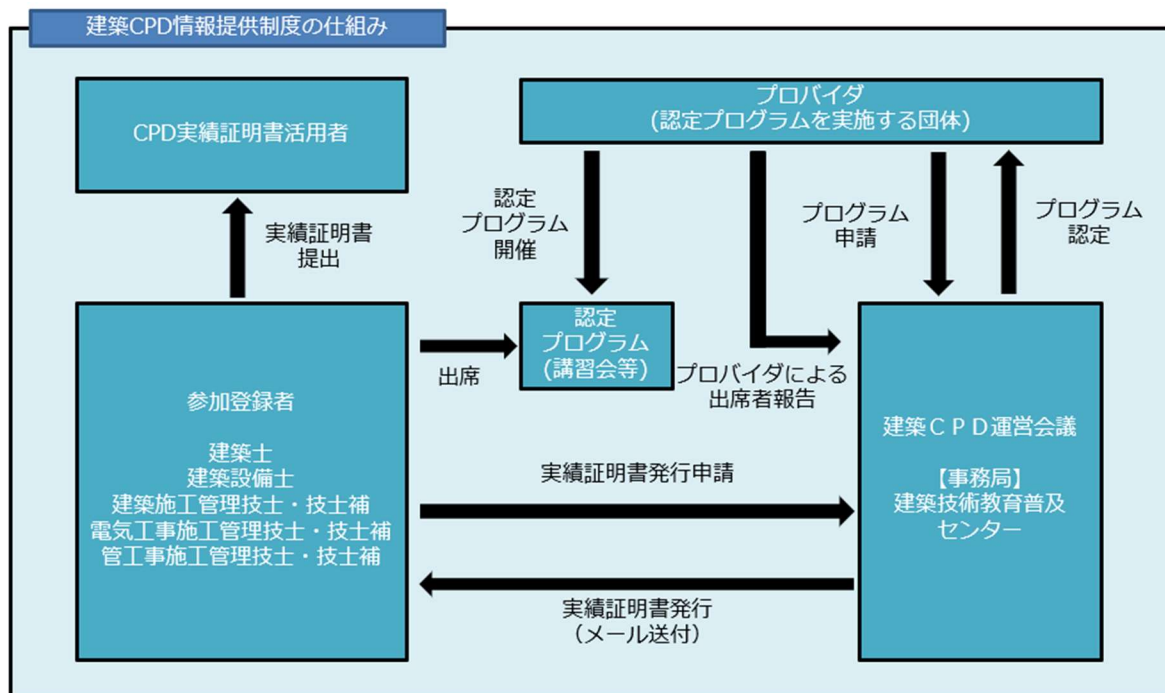
- (1) プログラム認定基準、特別認定講習会認定基準、プログラム認定制度認定基準の作成・改定
- (2) プログラム認定制度及びプログラム（特別認定講習会を含む）の審査、認定及び監査並びに認定したプログラムの情報提供
- (3) 建築 CPD 運営会議データベースの管理
- (4) 建築 CPD 実績証明書の発行
- (5) 建築 CPD 情報提供制度マニュアルの作成・改訂
- (6) 建築士等として必要な知識技能の維持向上の促進に関する検討
- (7) 建築 CPD 情報提供制度運営上の不正等に対する罰則・処分の検討・決定
- (8) その他建築 CPD 情報提供制度の目的を達成するために必要な業務

また、建築 CPD 運営会議の下に建築 CPD 運営会議プログラム審査会を設置します。

✓ 建築 CPD 運営会議プログラム審査会が行うこと

- (1) 運営会議プログラム審査会へ申請されたプログラムの審査、認定及び監査並びにプログラムの情報提供
- (2) 特別認定講習会の審査、認定及び監査

1.6 建築 CPD 情報提供制度の仕組み



建築 CPD 運営会議プログラム審査会が建築士等の能力開発にふさわしい研修として認定した講習会等の認定プログラムに CPD 参加者が出席し、その情報を CPD 単位として登録することで CPD 参加者の CPD 実績を蓄積します。この実績に基づき、CPD 参加者の求めに応じて証明書を発行します。これら一連の登録・管理等の事務は建築 CPD 運営会議事務局において行います。

1.7 プロバイダーの責務

プロバイダーは、認定プログラムの実施にあたり、各種の規定を遵守して適正に実施しなければなりません。（本ガイドラインに記載している内容です。）

建築 CPD 情報提供制度は、建築士等の知識及び技術の向上を図ることを目的している制度であり、自己研鑽した時間を単位として見える化し、客観的な学習履歴を残していく仕組みです。これは、プログラムの審査・実施にあたって、受講者、内容及び学習時間について建築 CPD 運営会議やプロバイダーが一定のルールに基づいて確認していることから客観性が保たれているものです。

このため、プログラム当日の適正な実施に係る事項（受講者やプログラムの実施内容の確認、申請どおりの講習時間の確保等）については、各プロバイダーの皆様においても適切にご対応いただきますようお願いいたします。

1.8 抹消と停止

制度に係る各手続きや申請等において虚偽の申請等が認められた場合、CPD 情報システム利用の一定期間の停止、プロバイダー登録の抹消などの措置を講じます。

必要な費用の振込がない場合にも、同様の措置を講じます。

1.9 個人情報保護

建築 CPD 運営会議の事務局である（公財）建築技術教育普及センターでは、個人情報の取扱いについて以下のとおり方針を定め、個人情報に関する情報の適正な収集・利用・管理と保護に努めています。詳しくは（公財）建築技術教育普及センターHP（<https://www.jaeic.or.jp/>）の個人情報保護方針（プライバシーポリシー）をご確認ください。

2. プロバイダー登録

建築 CPD 運営会議プログラム審査会において審査・認定されたプログラムは、建築 CPD 情報提供制度認定プログラムとなります。建築 CPD 情報提供制度認定プログラムには以下のようなメリットがあります。

✔ メリット

- (1) 建築 CPD 情報提供制度認定プログラムと称することが出来ます。
- (2) 建築 CPD 運営会議プログラム審査会で認定されたプログラムは、建築 CPD 情報提供制度の認定制度認定により、JIACPD、建築士会 CPD、建築・設備施工管理 CPD、建築設備士関係団体 CPD 協議会の認定プログラムとなります。
- (3) APEC アーキテクト及び APEC エンジニアの認定プログラムとなります。

2.1 プロバイダーの種類

プロバイダーには 2 つの種類ございます。

①一般プロバイダー	参加希望をする者全てに開かれたプログラムを実施するプロバイダー。
②企業内研修等プロバイダー※	特定企業の社員を対象とした企業内研修を実施するプロバイダー。

※企業内研修等プロバイダーのプログラム認定には、通常の認定要件の他、別途要件を満たす必要があります。詳細は「3.1 (2) 企業内研修等プロバイダーが実施するプログラム」参照

2.2 プロバイダー登録料

0 円（無料）

プログラムの審査を行った段階で、プログラム審査手数料（詳細は「3.7 プログラムの審査に係る手数料」参照）が発生いたします。

2.3 登録方法

建築 CPD 情報提供制度の認定プログラムとするためには、まず講習会等の実施者がプロバイダー登録を行う必要があります。プロバイダー登録は建築 CPD 運営会議プログラム審査会にて行います。プロバイダー登録を行う場合は、「一般プロバイダー」、「企業内研修等プロバイダー」のどちらで登録するかを明記のうえ、本ガイドライン表紙にあるメールアドレスまでご連絡ください。

✓ メール送信例

メール件名：プロバイダー登録申請

メール本文：自社社員のみを対象とした企業内研修を実施するため、「企業内等プロバイダー」で登録を行います。

2.4 プロバイダー登録申請～本登録完了までの流れ

1.プロバイダー登録申請

「2.1 (3) 登録方法」の通り、メール連絡を行ってください。その後、事務局より申請書などの必要書類を送付しますので、必要事項をご入力の上、ご返信ください。

2.仮登録

ご返信後、2 週間以内に事務局より、プロバイダーID、パスワード、CPD 情報システム（プロバイダー用）の URL をお知らせするメールを送付します。なお、プログラムは本登録日以降に開催するプログラムから申請の受付が可能です。もし、本登録日より前にプログラムを開催する予定がございましたら、メールにてご連絡ください。

3.本登録

3 ヶ月に 1 度開催される建築 CPD 運営会議プログラム審査会を経て本登録完了となります。建築 CPD 運営会議プログラム審査会終了後、プロバイダー本登録完了メールを送付します。

3. プログラムの認定申請

CPD 単位の登録にあたっては、受講するプログラムが建築士等の知識及び技術の向上につながるプログラムであることが必要であり、プログラムの認定にあたっては、建築 CPD 運営会議プログラム審査会が内容の審査を行うこととしています。

このため、プログラムを実施しようとするプロバイダーは、実施前にあらかじめプログラムの認定申請を行う必要があります。申請にあたっては、要件を満たすか否か審査できるよう、各プログラムの内容について適切な記載をお願いいたします。

3.1 審査対象とする（申請可能な）プログラム

(1) 一般プロバイダーが実施するプログラム

建築 CPD 情報提供制度プログラム認定基準に定められたプログラムを審査対象とします。要件等の詳細は建築 CPD 情報提供制度プログラム認定基準をご参照ください。

✓ 建築 CPD 情報提供制度プログラム認定基準

<https://www.jaeic.or.jp/navi-cpd/cpd-provider/>

(2) 企業内研修等プロバイダーが実施するプログラム

企業内研修プロバイダーが実施するプログラムは、別途要件を付したうえで、建築 CPD 情報提供制度プログラム認定基準「1. (2) 出席を希望する全ての者に関わっているプログラム」の原則外として認定を行います。要件等の詳細は建築 CPD 情報提供制度プログラム認定基準をご確認ください。（「3.1 (1) 一般プロバイダーが実施するプログラム」の URL を参照） なお、建築 CPD 情報提供制度実績証明書では、企業内研修等プロバイダーが実施するプログラムは年間 20 認定時間を上限としています。

(3) 特別認定講習会のプログラム

建築 CPD 情報提供制度プログラム認定基準に定められている形態分類表「特別認定講習会」として申請があった場合は、認定申請のあった講習会等について特別認定講習会認定基準による審査を行います。特別認定講習会の申請をする場合は、プログラム認定申請の他、「講習会で使用するテキスト」、「寄付行為若しくは定款」の資料が必要となります。

✓ 特別認定講習会認定基準

1. プログラム認定基準の全てに適合すること。
2. 特別認定講習会としての質を維持するため、以下の項目に適合すること
 - (1) 実施する団体は、次のイ. あるいはロ. であること。
 - イ. 国または地方公共団体
 - ロ. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号）の適用を受け、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の普及、啓発または維持向上を図ることを目的若しくは事業とする法人。ただし、ロ. が実施する講習にあっては、国または地方公共団体が、主催、共催若しくは後援している、または都道府県知事が建築士等を対象とする講習として指定しているものに限る。
 - (2) 講習の内容に応じ、必要な数の人員が受講でき、かつ受講者の利便が十分に保たれること。
 - (3) 講習の内容には、法令に関する事項が含まれていること
 - (4) 講師は、教授する講習の趣旨及び内容を熟知し、講師としてふさわしい者であること。
 - (5) テキストが、特別認定講習会としてふさわしい内容、レベルのものであること。

3.2 プログラムの申請

プログラムの申請は、CPD 情報システム（プロバイダー用）から行います。

✓ CPD 情報システム（プロバイダー用）

https://jaeic-cpd.jp/login_prov.php

3.3 申請における基本的な事項

- ✓ 申請するプログラムの実施日時、会場、実施内容等の基本事項について、プロバイダーにて確認・整理を行います。
- ✓ 申請は、プログラム実施の約 2～3 週間前までに行います。（具体的な申請期限は、CPD 情報システム（プロバイダー用）に表示します。）初めて申請するプロバイダーや当該年度に新たに申請するプログラムは、審査に時間を要することがありますので、余裕をもって申請いただくようお願いいたします。
- ✓ 申請時の記載内容の不足等により審査が行えない場合には、補足説明等を求めます。

3.4 プログラムの審査

認定申請のあったプログラムについては、建築 CPD 運営会議プログラム審査会が建築 CPD 情報提供制度プログラム認定基準（「3.1（1）一般プロバイダーが実施するプログラム」参照）による審査を行います。

3.5 プログラム審査結果のお知らせ

審査終了後直ちに、審査結果を記載したプログラム認定証明書（様式 A）をメールで送付します。認定証明書に記載されているプログラム ID は、出席者名簿の提出時に使用します。企業内研修等プロバイダーが実施するプログラムを除く認定プログラムは、CPD 情報システム（参加者用）の認定プログラム一覧に掲載いたします。

✓ CPD 情報システム（参加者用）

<https://jaeic-cpd.jp/index.php>

3.6 プログラム変更の届出

プロバイダーは、申請したプログラム内容の下記項目に変更があった場合は CPD 情報システム（プロバイダー用）の「プログラム出席者名簿処理」より変更の手続きを行ってください。下記項目以外に変更があった場合は速やかに建築 CPD 運営会議事務局まで連絡を行ってください。なお、変更内容によっては、再度、認定申請が必要になる場合があります。

✓ CPD 情報システム（プロバイダー用）から変更可能な項目

協賛会社名、責任者氏名、日時、会場名、会場所在地、参加費、募集人数、詳細ページ URL、問合先名称、電話番号、FAX 番号、E-Mail アドレス

3.7 プログラムの審査に係る手数料

プログラムの審査には、以下のいずれかのプログラム審査手数料を承ります。プログラム審査手数料については、3 月 1 日から翌年の 2 月末までの 1 年間で認定された件数に応じて、毎年 3 月ごろに各プロバイダーへ請求書を発行します。

	1～9 件まで	10 件～49 件	50 件以上
一般プロバイダー	1 件あたり 5,500 円 (消費税込)	年間 55,000 円 (消費税込)	+25 件ごとに 27,500 円 (消費税込) を加算
企業内研修等プロバイダー			
営利を目的としない法人		年間 55,000 円 (消費税込)	
国・地方公共団体	無料		

3.8

建築士法に規定された定期講習のプログラム登録

建築士法に規定された定期講習については、審査は不要であり、以下の手順にて登録申請を行うことにより、建築 CPD 情報提供制度の認定プログラムとなります。

(1) プロバイダー登録方法

「2.プロバイダー登録」の手順に沿って行ってください。

(2) プログラム登録申請

「3.2 プログラムの申請」により登録申請を行ってください。

(3) プログラム登録のお知らせ

登録申請終了後直ちに、結果を記載したプログラム登録証明書（様式 G）を送付します。証明書に記載されているプログラム ID は、出席者名簿の提出時に使用します。認定プログラムは、CPD 情報システム（参加者用）の認定プログラム一覧に掲載いたします。（URL は「3.5 プログラム審査結果のお知らせ」参照）

(4) 「建築士法に規定された定期講習」のプログラム登録手数料

登録申請の際には、以下のいずれかの手数料を承ります。3 月 1 日から翌年の 2 月末までの 1 年間で登録された件数に応じて、毎年 3 月ごろに各プロバイダーへ請求書を発行します。

1～9 件まで	1 件あたり、2,200 円（消費税込）
10 件以上	年間 22,000 円（消費税込）

4. プログラムの実施・出席者名簿の作成と提出

4.1 プログラムの実施に必要なもの（例：集合講習会）

建築 CPD 情報提供制度認定プログラム出席者名簿記載用（様式 B）	建築 CPD 情報提供制度認定プログラム出席者名簿記載用に「プログラム名称」「プログラム ID」「主催者名」「実施日時」「会場」を入力し、記入が想定される人数分印刷してご用意下さい。
名簿告知板、制度名簿設置サイン（様式 C）	講習会場の受付等、わかりやすい場所に名簿用告知板、制度名簿設置サインを設置して下さい。なお、出席者名簿はプログラム終了時等、途中退出のない時点で記入開始として下さい。
建築 CPD 情報提供制度案内チラシの配布（様式 D）	必要と思われる部数をコピーしてご用意下さい。
建築 CPD 情報提供制度についての Q&A の配布（様式 E）	必要と思われる部数をコピーしてご用意下さい。

あくまで一例です。プロバイダーは、当該プログラムが建築 CPD 情報提供制度の認定プログラムであることを案内してください、また、受講者から CPDID を伺ってください。

4.2 出席者名簿の提出

プロバイダーはプログラムの実施後、プログラムに出席した参加者の情報を速やかに電子化し、CPD 情報システム（プロバイダー用）を通じて下記のいずれかの方法でプログラム出席者名簿を提出して下さい。

(1) Excel によるアップロード

建築 CPD 情報提供制度認定プログラム出席者名簿 Web 提出用(様式 F)の Excel 版（CPD 情報システムからダウンロードしてください）に参加者の CPDID 等と氏名を入力して CPD 情報システム（プロバイダー用）より、アップロードしてください。

(2) システム画面から直接入力

CPD 情報システム（プロバイダー用）の所定のページから参加者の CPDID 等と氏名を入力して提出を行ってください。

(3) QRコードによる提出

「QRコード出欠管理サービス」を使って参加者のQRコードを読み取り、出席者名簿の提出を行ってください。

✔ QRコード出欠管理サービスを利用するメリット

(1) 参加者によるCPDID等の記入ミス削減

参加者の記入ミスによる後日の確認作業が不要になり、単位付与がスムーズに行うことができます。

(2) 正確に読み取れる情報

QRコード読み取りにより、手書き文字の判読が不要になり、确实かつスムーズに情報を取得できます。

(3) プロバイダー担当者による記入ミス削減

出席情報が自動で出席者名簿に反映されるため、担当者による手入力ミスがなく、単位付与が确实かつ迅速に行うことができます。

✔ CPD情報システム（プロバイダーQRコード読込用）

https://jaeic-cpd.jp/qr/prv_qr_login.html

4.3 出席者名簿の提出期限

出席者名簿の提出期限は、プログラム実施後2週間以内です。（出席者名簿の提出がないとCPD実績の登録ができませんので、确实に提出をお願いします。）

4.4 出席者名簿登録手数料（オプションサービス）

プログラム出席者名簿は、「4.2 出席者名簿の提出」の通り、CPD情報システム（プロバイダー用）からプロバイダーが提出を行います。事務局による代行提出も可能です。その場合は、1プログラムにつき、550円（税込）を承り対応致しますので、別途事務局にご相談ください。

5. 様式

様式 A	建築 CPD 運営会議プログラム認定証明書	18
様式 B	建築 CPD 情報提供制度認定プログラム出席者名簿記入用	19
様式 C	名簿告知板、制度名簿設置サイン	20
様式 D	建築 CPD 情報提供制度案内チラシ	21
様式 E	建築 CPD 情報提供制度についての Q&A.....	22
様式 F	建築 CPD 情報提供制度認定プログラム出席者名簿 Web 提出用	24
様式 G	プログラム登録証明書	25

様式 A 建築 CPD 運営会議プログラム認定証明書

令和 年 月 日

建築 CPD 運営会議プログラム認定証明書

〇〇〇〇
〇〇〇〇 様

建築 CPD 運営会議プログラム審査会
委員長 〇 〇 〇 〇

貴団体から申請のありましたプログラムについて審査した結果、下記の通り認定します。なお、申請事項に変更が生じた場合は、速やかに建築 CPD 運営会議事務局に報告して下さい。

記

プロバイダーID		団体名	
----------	--	-----	--

開催日	プログラム	プログラム名	認定	形態	分野
	ID		時間		

<認定されたプログラムについて>

1. 認定されたプログラムは、建築 CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度の認定プログラムとなり、建築 CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度のホームページに掲載されます。
2. プロバイダは認定プログラムの開催後、プログラムに出席した建築 CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度参加登録者の電子データを 2 週間以内に建築 CPD 運営会議事務局まで提出して下さい。
3. このプログラムは、建築 CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度で認められたものとして公表することができます。
認定プログラムのチラシ等を作成する場合の例示を以下に記します。

本講習会は、以下の CPD 制度の共通認定プログラムです。
建築 CPD 情報提供制度、JIA CPD 制度、建築士会 CPD 制度、建築設備士関係団体 CPD 制度、建築・設備施工管理 CPD 制度、APEC アーキテクト、APEC エンジニア

<問合せ先> 建築 CPD 運営会議事務局
公益財団法人 建築技術教育普及センター
情報・普及部普及課

様式 B 建築 CPD 情報提供制度認定プログラム出席者名簿記入用

「こちらにプログラム名を入力して下さい」
建築 CPD 情報提供制度認定プログラム出席者名簿

プログラム ID :

主催者 :

実施日時 :

会場 :

●講師用記入欄

	建築 CPD 情報提供制度 ID	姓(カナ)	名(カナ)	講師(H)	受講(H)
例	000000123456	ケンチク	タロウ	2.0	1.0
1					
2					
3					
4					

●受講者用記入欄

	建築 CPD 情報提供制度 ID	姓(カナ)	名(カナ)	講師(H)	受講(H)
例	000000123456	ケンチク	タロウ	2.0	1.0
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

*参加者 ID の記入について (以下の①～③に該当するいずれかの番号を記入する。)

①建築 CPD 情報提供制度の 12 桁の「参加者 ID」をお持ちの方は、参加者 ID を記入する。

(1) 建築士会の CPD 制度に参加されている方は、11 桁の建築士会の CPD 番号を記入する。

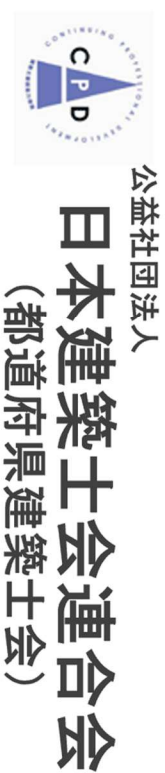
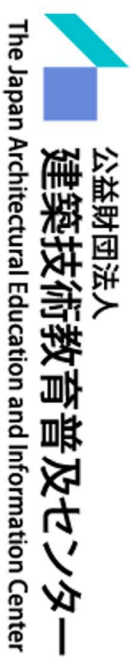
(2) 上記①、②の番号が不明の方は、建築士登録番号、建築設備士番号、建築施工管理技士技術検定合格証番号、電気工事施工管理技士技術検定合格番号もしくは管工事施工管理技士技術検定合格番号を記入する。二級・木造建築士の方は、建築士の種別と登録都道府県名及び及び建築士番号を記入する。

建築CPD情報提供制度

CPD単位申請受付

※CPDSのユニット申請はできません

以下のCPD制度に所属の方の単位申請を受け付けます。



建築設備士関係団体CPD協議会

建築CPD情報提供制度で CPDに参加登録しよう



CPD
とは

「継続的能力・職能開発」「継続職能研修」などと訳され、自己研鑽の実績を支援・促進する制度です。今後はさらに国際的な能力証明や、消費者、設計・工事などの業務発注者側が優良で秀でた技術者、専門家を選択する際の判断指標としての活用などの活用が拡大していくものと考えられます。

Continuing Professional Development

建築CPD情報提供制度とは

建築士等の研修としてふさわしい講習会等をあらかじめ認定し、その情報を公開するとともに、制度の参加登録者が認定された講習会等に出席した記録を管理し、必要に応じてその実績を証明する制度です。

簡単に言うと…

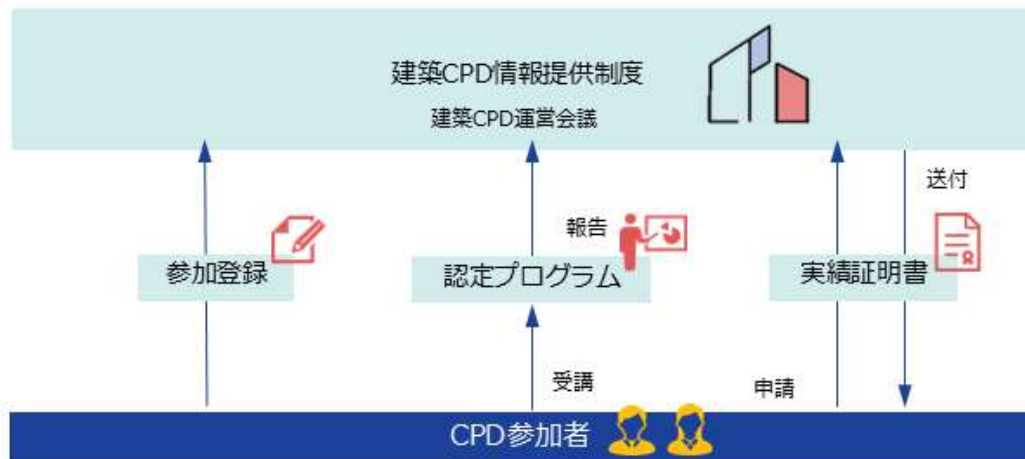
個人が講習などを受講することによって継続して学習し、能力向上を図っている時間を単位として「見える化」したものです。

対象資格

建築士（一級・二級・木造）
建築設備士
1級・2級施工管理技士・技士補
【建築/電気工事/管工事】

実績証明書とは

登録された建築CPD実績に基づき、建築CPD運営会議より「建築CPD実績証明書」を発行します。国交省地方整備局等の他、都道府県や主要市において総合評価制度や経営事項審査等に活用されています。



CPD単位取得の流れ

1

参加登録

（公財）建築技術教育普及センターのHPから手続きを行ってください。



2

認定プログラム出席

認定プログラム一覧より確認し、出席してください。



3

単位取得

必要に応じて、実績証明書の発行申請をしてください。



お問合せ （公財）建築技術教育普及センター
情報・普及部 CPD担当係
MAIL : jsk-cpd@jaeic.or.jp

公益財団法人
建築技術教育普及センター
The Japan Architectural Education and Information Center

建築 CPD 情報提供制度についての Q & A

Q：私は、建築士、建築設備士、建築施工管理技士・技士補、電気工事施工管理技士・技士補、管工事施工管理技士・技士補で建築関係団体の会員ですが、建築 CPD 情報提供制度に参加しているのでしょうか？

A：以下の何れかに該当する方については、当制度に参加されています。

- ・(公社)日本建築家協会の CPD 制度参加者
- ・建築設備士関係団体 CPD 協議会の CPD 制度参加者
- ・APEC エンジニア資格者（建築構造分野に限る）、APEC アーキテクト資格者
- ・建築 CPD 情報提供制度の(公財)建築技術教育普及センター参加者
- ・各建築士会 CPD 制度参加者（詳細につきましては、各建築士会にお問合せ下さい。）
- ・建築・設備施工管理 CPD 制度参加者（詳細につきましては、(一財)建設業振興基金にお問合せ下さい。）

Q：建築 CPD 情報提供制度に参加するにはどうしたらよいのでしょうか？

また、参加登録前に受講した講習会は、実績として登録されるのでしょうか？

A：参加登録については、建築 CPD 情報提供制度案内チラシ（本日の資料）をご確認下さい。詳細については、建築 CPD 運営会議ホームページで確認して下さい。
なお、参加登録前に受講した講習会は、実績として登録されません。

Q：名簿の記入方法について教えて下さい。

A：出席者名簿の記入の方法については、裏面をご覧ください。

問合せ先等：建築CPD運営会議事務局（(公財)建築技術教育普及センター内）

- ・ ホームページ： <https://www.jaeic.or.jp/kenchikucpd.htm>
- ・ Mail： k-cpd@jaeic.or.jp
- ・ 受付時間： 9:30～18:00（土日・祝日・年末年始除く）

建築 CPD 情報提供制度の CPD 実績の登録について (出席者名簿の記入方法)

- ・ 建築 CPD 情報提供制度は、**制度参加登録者が**認定プログラムに出席し、プログラム実施会場受付に設置された「建築 CPD 情報提供制度プログラム出席者名簿」(以下、「出席者名簿」という)に、12 桁の「参加者 ID*」及び「姓 (カナ)」・「名 (カナ)」を記入することによって、出席記録が登録される制度です。
- ・ 「参加者 ID*」及び「姓 (カナ)」・「名 (カナ)」等が**判別できないときは、受講記録が登録されないことがあります。**

出席者名簿 記入方法等

認定プログラム講習会「〇〇と設備」

建築 CPD 情報提供制度認定プログラム出席者名簿

プログラム ID: 00009999
主催者 : 〇〇学会
実・日時 : 平成 25 年 6 月 30 日 18:00 ~ 20:00
会場 : 〇〇会館大ホール

●講師用記入欄

	建築 CPD 情報提供制度参加者 ID	※ 姓(カナ)	名(カナ)	講師(H)	受講(H)
例	000000123456	ケンチク	タロウ	2.0	1.0
1					
2					
3					
4					

講習会等の講師をした時間を記入して下さい。

講習会等の講師をした場合は、こちらに姓・名を**必ずカナ**で記入して下さい。

講師を行った前後にその講習会を受講した際は、こちらに受講した時間を記入して下さい。(受講しなかった場合は、記入しないで下さい。)

●受講者用記入欄

	建築 CPD 情報提供制度参加者 ID	※ 姓(カナ)	名(カナ)
例	000000456789	セツビ	ハナコ
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

講習会等を受講した際は、こちらに 12 桁の「参加者 ID*」を記入して下さい。

講習会等を受講した際は、こちらに、姓・名を**必ずカナ**で記入して下さい。

* 参加者 ID の記入について (以下の①～③に該当するいずれかの番号を記入する。)

- ① 建築 CPD 情報提供制度、JIACPD 制度、建築・設備施工管理 CPD 制度の 12 桁の「参加者 ID」をお持ちの方は、参加者 ID を記入する。
- ② 建築士会の CPD 制度に参加されている方は、11 桁の建築士会の CPD 番号を記入する。
- ③ 上記①、②の番号が不明の方は、建築士登録番号、建築設備士番号、建築施工管理技士技術検定合格証番号、電気工事施工管理技士技術検定合格証番号もしくは管工事施工管理技士技術検定合格証番号を記入する。二級・木造建築士の方は、建築士の種別と登録都道府県を、及び建築士番号を記入する。
例) 2 級 東京都 98765 / 木造 東京都 9876

※他の参加団体の会員番号等を記入しても、受講記録が登録されません。

様式 F 建築 CPD 情報提供制度認定プログラム出席者名簿 Web 提出用

プログラム名 :

プログラム ID:

主催者 :

実施日時：

会場 :

[illegible]

令和 年 月 日

建築 CPD 運営会議プログラム登録証明書

〇〇〇〇

〇〇〇〇 様

建築 CPD 運営会議プログラム審査会
委員長 〇 〇 〇 〇

申請のありましたプログラムについて、下記の通り登録します。

なお、申請事項に変更が生じた場合は、速やかに建築 CPD 運営会議事務局に報告して下さい。

記

プロバイダーID		団体名	
----------	--	-----	--

開催日	プログラム	プログラム名	認定	形態	分野
	ID		時間		

＜認定されたプログラムについて＞

1. 認定されたプログラムは、建築 CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度の認定プログラムとなり、建築 CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度のホームページに掲載されます。
2. プロバイダは認定プログラムの開催後、プログラムに出席した建築 CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度参加登録者の電子データを 2 週間以内に建築 CPD 運営会議事務局まで提出して下さい。
3. このプログラムは、建築 CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度で認められたものとして公表することができます。
認定プログラムのチラシ等を作成する場合の例示を以下に記します。

本講習会は、以下の CPD 制度の共通認定プログラムです。

建築 CPD 情報提供制度、JIA CPD 制度、建築士会 CPD 制度、建築設備士関係団体 CPD 制度、建築・設備施工管理 CPD 制度、APEC アーキテクト、APEC エンジニア

＜問合せ先＞ 建築 CPD 運営会議事務局
公益財団法人 建築技術教育普及センター
情報・普及部普及課

6. 参考 建築 CPD 運営会議規定

建築 CPD 運営会議規定

平成18年4月11日制定

平成25年5月16日変更（い）

平成27年12月7日変更（ろ）

令和6年 5月17日変更（は）

（名称）

第1条 本運営会議は、建築CPD運営会議と称する。

（目的）

第2条 建築CPD運営会議は、建築士、建築設備士等の資格者（以下「建築士等」という。）として必要な知識及び技能の維持向上を図るため、建築士等に対し行う建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度（以下「建築CPD情報提供制度」という。）を運営する。（い）

（構成）

第3条 建築CPD運営会議は、学識経験者及び国土交通省職員各2名並びに建築CPD運営会議設立団体及び建築CPD運営会議が入会を認めた団体（以下「建築CPD運営会議構成団体」という。）の指定する者各2名以内で構成する。（い）

2 建築CPD運営会議設立団体は、(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(公社)日本建築家協会、(一社)日本建設業連合会、(一社)日本建築学会、建築設備士関係団体CPD協議会※、(一社)日本建築構造技術者協会及び(公財)建築技術教育普及センターとする。

※建築設備士関係団体 CPD 協議会参加団体

(公社)空気調和・衛生工学会、(一社)建築設備技術者協会、(一社)電気設備学会、

(一社)日本設備設計事務所協会、(公財)建築技術教育普及センター

3 建築 CPD 運営会議が入会を認めた団体は、（一財）建設業振興基金とする。（い）

4 事務局は(公財)建築技術教育普及センターに置く。（い）

（座長）

第4条 建築CPD運営会議の座長は、学識経験者とする。

（会議の開催）

第5条 建築CPD運営会議は、建築CPD運営会議座長が必要と認めたとき開催する。

2 建築CPD運営会議は、建築CPD運営会議座長が召集し、これを主宰する。

(建築CPD情報提供制度の目的)

第6条 建築CPD運営会議構成団体が運用するCPD制度を連携させ、各団体の認定プログラムを相互で認定し、建築CPD情報提供制度のプログラムに参加するための情報を幅広く提供することにより、建築士等の知識・技能の維持向上に資すること。(は)

2 建築CPD運営会議構成団体が管理する建築士等の建築CPD受講実績を建築CPD運営会議データベースで統合的に管理・証明し、以下の用途に活用できるようにすること。(は)

- ① 公共工事の設計者選定、設計プロポーザル審査、建築士事務所登録、公共工事入札参加資格審査等への活用。(い)(は)
- ② 建築士等が自己の受講実績を提示することにより、一般消費者が行う適正な建築士等の選定等への活用。(は)

(業務)

第7条 建築CPD運営会議の業務は、建築CPD情報提供制度の業務に関する次の事項とする。

- ① プログラム認定基準、特別認定講習会認定基準、プログラム認定制度認定基準の作成・改定
- ② プログラム認定制度及びプログラム(特別認定講習会を含む)の審査、認定及び監査並びに認定したプログラムの情報提供
- ③ 建築CPD運営会議データベースの管理
- ④ 建築CPD実績証明書の発行(建築CPD実績情報の公開については今後の検討)
- ⑤ 建築CPD情報提供制度マニュアルの作成・改訂
- ⑥ 建築士等として必要な知識技能の維持向上の促進に関する検討
- ⑦ 建築CPD情報提供制度運営上の不正等に対する罰則・処分の検討・決定
- ⑧ その他建築CPD情報提供制度の目的を達成するために必要な業務

(建築CPD運営会議プログラム審査会の設置及び構成)

第8条 個別のプログラム(特別認定講習会を含む)の審査・認定及び監査を行うため、建築CPD運営会議プログラム審査会を設置する。

2 建築CPD運営会議プログラム審査会は、学識経験者1名、建築CPD運営会議構成団体の指定する者各1名及び委員長が指定する者若干名で構成する。(い)(ろ)

3 学識経験者を委員長とする。

4 事務局は(公財)建築技術教育普及センターに置く。(い)